

令和 4 年 6 月 28 日

第 11 回

出水市農業委員会定例総会議事録

出水市農業委員会

## 招 集 日 時 及 び 場 所

日 時 令和4年6月28日  
午後1時30分～午後4時50分  
場 所 出水市役所本庁 4階大会議室

## 出欠委員

### (1) 出席委員

#### 農業委員

会 長 横 峯 均

1 番	大城 勝司	7 番	山口 安任	1 3 番	犬童 正成
2 番	樋口 修	8 番	小倉 幸夫	1 4 番	田下 勉
3 番	福本 悟	9 番	尾道 睦雄	1 5 番	福山 勝也
4 番	松元 浩文	1 0 番	大塚 雄二	1 6 番	久野 敏朗
5 番	大久保 友恵	1 1 番	松元 重忠	1 7 番	外園 優
6 番	井町 和夫	1 2 番	花園 ハルエ	1 8 番	澤田 泰之

#### 農地利用最適化推進委員

2 0 番	時吉 大喜	2 5 番	岩元 慎太郎	2 9 番	吉田 直
		2 6 番	内木場 義友	3 0 番	山口 廣喜
2 2 番	中谷 國三	2 7 番	武宮 豊	3 1 番	坂元 敦信
2 3 番	澤田 みね子	2 8 番	外 雅夫	3 2 番	花田 初男
2 4 番	三原 仁				

### (2) 欠席委員

#### 農地利用最適化推進委員

2 1 番 田中 智彰

## その他出席者

吉岡、犬渕、倉本、荒木、大島

## 会議に付した事件

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農用地利用集積計画について
議案第 3 号	農地中間管理権の取得について
議案第 4 号	農用地利用配分計画について
議案第 5 号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第 6 号	農地法第 4 条事業計画変更申請について
議案第 7 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 8 号	農地法第 5 条事業計画変更申請について
議案第 9 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 1 0 号	非農地判断について

議長 皆さんこんにちは、ただいまから第10回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。  
ただいまの農業委員の出席は全員出席の19人で定足数に達しております。  
なお、21番委員から欠席届が提出されています。  
議事録署名委員を指名いたします。

1番委員と3番委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」と言う者あり。)

会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告

総会後の業務報告等(会長報告、省略)

合意解約等の報告(事務局報告、省略)

農地形質変更届について(事務局報告、省略)

議長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第1号について総会資料により説明)

議長 2番委員の調査結果の報告をお願いします。

2番 2番です。6月23日、17番委員、28番委員、私、事務局職員で調査、審議した結果を報告いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転、申請番号6-1から6-5までを報告いたします。

6-1、位置図は13ページを御覧ください。申請地はユニクロ出水店北側の駐車場の隣です。許可後はかんしょを耕作されるということでした。登記地目は田ですが、現在の状態としては畑となっている状態でした。そこにかんしょや野菜が現在植えてありました。また、横の田んぼは申請人の土地ですがここも畑の状態によく管理されている所でした。譲渡人とは義兄との関係で、遠方に住まれるため譲り受けて管理されるそうです。

6-2項、位置図は13ページの右側です。申請地は高尾野北インターから北へ970mくらいの所に位置して入り組んだ所でした。許可後は野菜を耕作されるようで、調査日もちゃんと耕うんされていました。申請人との関係は知人ということです。

6-3項、位置図は14ページを御覧ください。申請地はJA本所から北へ200mくらいに位置し、許可後は水稻を耕作されるそうです。2筆ありますが現在は一枚の田になっており、今の申請人が耕作されているようで、現在調査日の時期に植え付けの準備もできている状態でした。申請人との関係は親戚だそうです。

6-4項、位置図は14ページの右側を御覧ください。申請地は広域農道江川野交差点から南へ680mほどの所にありまして、現在も柿や栗等が植わっており果樹木が植栽されておりました。このまま引き継いでいくとのことでした。申請人はこころのきずなの代表であり、施設の利用者と栽培管理していくそうです。

次が6-5項、位置図は15ページを御覧ください。申請地は出水高校から南へ180mくらいに位置し、第5条と同時申請です。625㎡のうち390㎡でかんしょを耕作されるそうです。残地の234㎡に貸家を建てるとのことでした。立会人の方に第5条ではなく第

3条申請ですが、必ず耕作して作物を栽培するんですねということを聞きましたら、そのとおりですということでした。

以上、所有権移転第6-1から第6-5は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議長 引き続きまして、17番委員の調査結果の報告をお願いします。

17番 17番です。調査日等については、先ほど2番委員の方からありましたので、省略いたします。私の方からは、所有権移転、申請番号6-6から6-10まで及び使用貸借権設定について報告します。6-6、位置図は15ページを御覧ください。現在も田んぼとして作られていまして、一番奥の方というか車でなかなか行きづらい所で、このまま行ったら上がらなくなってしまうような所で、ちょっと遠くから見てみましたが別に問題はありませんでした。

次に6-7です。位置図は16ページの左側です。これもきれいな田んぼでございました。現在も田んぼで作られていて何も問題はないと思われました。

次が6-8です。位置図は16ページの右側です。形が変な格好だったんですが、畑ですけども大川内の上のコスモスが植わっている近くでしたが、現在は茶畑なんですが、茶を引っこ抜いて牧草を植えるということでもございました。大きなきれいな茶畑だったのですが、施設も扇風機も付けてあって、もったいないというような話でもございました。

次が6-9、6-10ですが、親子間により現地調査はありませんでしたが、次の6-201使用貸借権の方ですが、図は19ページの右側です。耕地整理が済んできれいな形になった田んぼでした。別に問題はないということでもございます。

以上、所有権移転第6-6から第6-10、使用貸借権設定については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断しました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(なしの声あり)

議長 ないようですので、調査員の報告では全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転及び使用貸借権については調査員の報告どおり全件許可と決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画についてと議案第3号農地中間管理権の取得について、議案第4号農用地利用配分計画についてを一括して議題といたします。

3名の委員の該当がありますので協議に従って退室をお願いします。まず24番委員退室をお願いします。

(24番委員 退室)

事務局 (議案第2号申請番号6-21について総会資料により説明)

議長 2番委員をお願いします。

2番 2番です。6月23日、17番委員、28番委員と事務局職員で審議した結果を報告いたします。借り人は認定農業者として農地を有効に利用されていますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、相当と判断いたしました。以上です。

議長 事務局及び調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。  
(なしの声あり)

議長 ないようですので、調査員の報告どおり適当と決定してよろしいでしょうか。  
(はいの声あり)

議長 それでは、調査員の報告どおり適当と決定いたします。  
(24番委員 入室)

議長 続きまして、18番委員の退室をお願いします。  
(18番委員 退室)

議長 事務局をお願いします。  
事務局 (議案第2号申請番号6-23について総会資料により説明)

議長 2番委員、審議結果の報告をお願いします。  
2番 2番です。事務局から説明がありましたが、借り人は認定農業者として、土地を有効に利用されていますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断いたしました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明、報告が終わりました。御意見、御質問をお受けします。  
(なしの声あり)

議長 なしということで。調査員からは適当と報告されましたが、調査員の報告どおり適当と決定してもよろしいでしょうか。  
(はいの声あり)

議長 それでは、調査員の報告どおり適当と決定します。  
(18番委員 入室)

議長 続きまして、1番委員の退室をお願いします。  
(1番委員 退室)

議長 事務局をお願いします。  
事務局 (議案第2号申請番号6-55から6-57について総会資料により説明)

議長 2番委員、審議結果の報告をお願いします。  
2番 2番です。ただいま事務局から説明がありましたように、借り人は認定農業者として、土地を有効利用されると思います。また、再設定ということで適当と判断しました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明、報告が終わりました。御意見、御質問をお受けします。  
(なしの声あり)

議長 ないようです。調査員からは適当と報告されましたが、調査員の報告どおり適当と決定してもよろしいでしょうか。  
(はいの声あり)

議長 それでは、調査員の報告どおり適当と決定します。  
(1番委員 入室)

議長 続きまして、20番委員の退室をお願いします。  
(20番委員 退室)

議長 事務局をお願いします。  
事務局 (議案第2号申請番号6-305について総会資料により説明)

議長 17番委員、審議結果の報告をお願いします。

17番 17番です。事務局から説明がありました案件につきましては、借り人が認定農業者で法人ということで何も問題ないということで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明、報告が終わりました。御意見、御質問をお受けします。  
(なしの声あり)

議長 ないようです。調査員からは適当と報告されましたが、調査員の報告どおり適当と決定してもよろしいでしょうか。  
(はいの声あり)

議長 それでは、調査員の報告どおり適当と決定します。  
(20番委員 入室)

議長 除斥案件が終わりましたので、引き続き総括表に基づいて説明をお願いします。

事務局 (総括表に基づき説明)

議長 17番委員、審議結果の報告をお願いします。

17番 17番です。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 14番委員どうぞ。

14番 14番です。聞こえにくかったのだけれども、使用貸借権の農地を合計のところは3,014㎡で、説明では6万いくらかと何か違っていたのではないのでしょうか。

議長 事務局お願いします。

事務局 説明が間違っておりました。申し訳ありません。面積は63,014㎡となります。大変申し訳ありませんでした。

議長 ほかにございませんか。

ないようです。それでは、調査員の報告では全件適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 それでは、議案第2号農用地利用集積計画について、議案第3号農地中間管理権の取得について及び議案第4号農用地利用配分計画については、全件適当と決定いたします。

議長 議案第5号農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第5号第1項について総会資料により説明)

議長 10番委員お願いします。

10番 10番です。6月24日、2番委員と24番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。除外申請番号1、総会資料は87ページ、地積図は88ページの左側です。申請地は、大野原町、西大野原自治公民館から西へ350mほどに位置し、申請面積は、4,536㎡のうち427㎡の土地を分筆して一般住宅を建築するために、まずは除外をした後に4条を申請して住宅を建築するとのことでした。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、やむを得ないと判断しました。以上です。

議長 事務局の説明をお願いします。

事務局 (第2項について総会資料により説明)

議長 11番委員お願いします。

11番 11番です。6月24日、12番委員と26番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。申請地は、高尾野町下水流、掛腰公民館から西へ250mほどに位置し、不耕作の畑です。申請面積は、通路及び一般住宅1棟を建築する敷地面積として、343㎡であります。ここは昔、許可なしで倉庫を作っていたらっしゃって火事があったみたいでした。火事があったものだからそこを住居にしているということでした。申請地には、既に住宅が建設されていて、始末書を書いていただいております。生活雑排水は合併浄化槽、雨水は道路側溝を利用されています。農用区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われまます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと判断しました。以上です。

議長 続きまして、事務局第3項の説明をお願いします。

事務局 (第3項について総会資料により説明)

議長 6番委員お願いします。

6番 6番です。6月24日、10番委員と30番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。地積図は89ページ左側になります。申請地は、野田町上名、リサイクルセンターエコリア北薩の南側に位置しております。現在は不耕作の畑でございます。申請面積は、先ほど事務局から説明されました。造成については、駐車場部分は1mほど盛り土をして、公園部分は現状のまま利用する予定です。また、駐車場部分には先ほど説明がありましたように砂が搬入されており始末書が添付されておりました。そこについてなんです、左側に側溝があったのですが、砂が搬入されていたのがはみ出し側溝に砂が詰まっておりました。これはどうするのですかと尋ねたところ、申請が通ってからまたちゃんと側溝部分の泥上げをするということでした。雨水は道路側溝を利用されるということでもございました。農用区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われまます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと判断いたしました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 ございませんか。ないようです。調査員の報告では3件ともやむを得ないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 それでは、議案第5号農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見については3件、やむを得ないと決定いたします。

議長 続きまして、議案第6号農地法第4条事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第6号第1項について総会資料により説明)

議長 11番委員お願いします。

11番 11番です。調査日等については、先ほど報告したので、省略します。申請地は、西出水町、出水高校の向かい側に位置し、敷地の大部分は整地済みで、一体利用地の〇〇〇〇番の宅地の建っていた家屋の解体も済んでいます。事務局より説明があったとおり、当初は賃貸

住宅3棟を建築予定でしたが、将来的な経営を考えて、今回申請地全てを駐車場として利用したいとのことです。隣接する境界にはブロック塀を設置し、雨水は道路側溝を利用するそうです。北側はブロックも何もしてありませんでしたので、地主さんにブロックをしてくださいということで、こちらからお願いしてきました。調査の結果、事業計画どおり事業が遂行できない理由等は明確であり、事業計画の変更は承認と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 ございませんか。ないようです。調査員の報告では承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 それでは、議案第6号農地法第4条事業計画変更申請については承認と決定いたします。

議長 続きまして議案第7号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第7号第1項について総会資料により説明)

議長 6番委員をお願いします。

6番 6番です。調査日等については、先ほど報告したので省略いたします。地積図は93ページを御覧ください。申請地は、高尾野町江内、ローソン出水野田店から北へ600mほどに位置した所にあります。花等が栽培されている畑でございました。道路沿いの畑でございました。申請面積は、駐車場の面積として125㎡であり、妥当と思われます。造成については、道路が少し低いので、道路に合わせて20cmから50cmほど切土をして利用し、土留め工事を実施されるということでございました。雨水については、道路側溝を利用されるとのことでした。入口の方は、側溝には蓋をするということでございます。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(なしの声あり)

議長 ないようですので、調査員の報告では許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 それでは、議案第7号農地法第4条の規定による許可申請については、調査員の報告どおり許可相当と決定いたします。

議長 議案第8号農地法第5条事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第8号第1項について総会資料により説明)

議長 12番委員をお願いします。

12番 12番です。6月24日、11番委員、26番委員、事務局職員で調査した結果を報告いたします。資料は94ページ、地積図は95ページの左側です。申請地は、出水中学校から南西へ200mほどに位置し、現地は既にきちんと宅地造成され、周囲はブロックで囲われていました。3反近くの農地が7区画に次いで奥の3区画はもう完成し入居していました。



道路幅も6m幅あり日当たりも良好で静かな環境にありました。申請面積も一般住宅の基準である500㎡以下であり、妥当だと思われます。生活雑排水は合併浄化槽、雨水は排水路を利用されるそうです。周辺は、既に宅地化が終わり農地への影響はないものと思われます。調査の結果、事業計画どおり事業が遂行できない理由等は明確であり、事業計画の変更は承認と判断いたしました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 24番委員どうぞ。

24番 24番です。ちょっと教えていただきたいことがありまして、この建築条件を指定する建設業者以外で住宅を建設するためとあるんですがどういうことでしょうか。

議長 事務局お願いします。

事務局 建築条件付き土地というのは、不動産屋さんが指定した業者に家を造らせるためにここ一帯の農地を宅地として開発しますよという時が建築条件付き土地というようなかたち、新しいシステムといいますか、不動産屋さんと住宅を造る会社が契約を結んで確実にこの土地は私が家を造りますよと3年以内に造れなかったら自腹でも家を造りますよというような申請を出してありまして、今回その契約された不動産屋と契約された建築会社以外の建築会社にどうしても申請人が造りたいということで、今回そのいわゆる事業計画変更と、ここでいう不動産会社が自ら造れなくなったので、新しい渡し人の方に事業を承継して住宅を造りますよというようなことになっております。

24番 ありがとうございます。

議長 ほかにございませぬか。

議長 ないようですので、調査員の報告では承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 それでは、議案第8号農地法第5条事業計画変更申請については、承認と決定いたします。

議長 続きまして、議案第9号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第9号第6-1項について総会資料により説明)

議長 10番委員お願いします。

10番 10番です。調査日等については、先ほど報告したので省略します。申請番号第6-1項、総会資料は96ページ、地積図は101ページの左側です。申請地は、高尾野町大久保、御岳自治公民館から南へ150mほどに位置し、道路を挟んで2筆の不耕作の土地でした。申請面積は、2筆合わせて1,868㎡の土地です。事務所の敷地が手狭になったため、申請地を取得して、主に重機を駐車する駐車場及び資材置き場にするということです。隣接地境界には、ブロックを2段ほど設置し、敷地にはバラスを撒いて整地するということでした。雨水については、自然流下とここに道路側溝がついていましたので道路側溝に流すということです。農用地区域外であり周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 事務局第6-2項の説明をお願いします。

事務局 (第6-2項について説明)

議長 12番委員、調査の報告をお願いします。

12番 12番です。調査日等については、先ほど報告したので省略いたします。地積図は101ページの右側を御覧ください。申請地は、上鯖淵、東出水小学校から西へ250mに位置し、不耕作の畑です。元々はブロッコリー畑でしたが、この地積図で見るように〇〇〇番と〇〇〇番を合わせると1,800㎡になるそうです。今のところを4区画ぐらいに分ける予定だそうです。申請面積は、一般住宅1棟の敷地面積として498㎡であり、妥当であると思われます。まだ整地していないので敷地が道路と同じ高さだから盛り土を少ししてみたらと助言したのですが、現状のまま利用し、砕石を敷いて慣らし隣接する農地との境界にはブロックを設置予定とのことでした。生活雑排水は合併浄化槽、雨水については道路側溝へ流すとのことでした。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

議長 続きまして、事務局第6-3項の説明をお願いします。

事務局 (第6-3項について説明)

議長 6番委員、調査の報告をお願いします。

6番 6番です。地積図は102ページの左側です。調査日等については、先ほど報告したので省略いたします。申請地は、野田町下名、ローソン出水野田店から向かい側に位置し、不耕作の田んぼです。出水運輸センターの南側に位置しています。申請面積は、駐車場及び緑地帯の面積として520㎡であり、妥当であると思われます。造成については、既に1mから2m程度の盛り土を行い、周辺に排水溝を設け、土留め工事を実施されており始末書が添付されておりました。雨水については、側溝を利用されるということでございました。周辺農地への影響はないと思われましたので、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 事務局第6-4項の説明をお願いします。

事務局 (第6-4項について説明)

議長 10番委員、調査の報告をお願いします。

10番 10番です。調査日等については、先ほど報告したので省略します。申請番号第6-4項、総会資料96ページ、地積図は102ページの右側です。申請地は、高尾野町柴引、医師会立第二病院から南へ400mほどに位置し、農免道路沿いで現在不耕作です。猪が掘り返していました。住宅地に併設したこの土地は、494㎡に駐車場と倉庫1棟58.79㎡を建設するものであり妥当であると思われます。隣接地境界には、ブロック塀を設置し、雨水は、道路側溝を利用するとのことでした。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、事務局第6-5項の説明をお願いします。

事務局 (第6-5項について説明)

議長 6番委員、調査の報告をお願いします。

6番 6番です。調査日等については、先ほど報告したので省略いたします。地積図は103ページの左側を御覧ください。申請地は、野田町上名、野田小学校から東へ200mほどに位置し、不耕作の畑です。申請地の下の〇〇〇番〇が前回申請が許可されて、現在住宅が建設中であります。申請面積は、一般住宅1棟を建築する面積として499㎡であり、妥当と思われます。造成については、30cmほど盛り土を行い、隣接地境界にはブロックを設置し土

砂の流出を防ぐとのことでもございました。生活雑排水については、申請地の下の方に道路が通っておりまして、そこに下水道が通っておりまして、そこに流すということでもございました。雨水については申請地の反対側に道路側溝がありまして、道路の下に暗渠を通して側溝に流されるということでもございました。周辺農地への影響はないと思われまます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、事務局第6－6項の説明をお願いします。

事務局 (第6－6項について説明)

議長 2番委員、調査の報告をお願いします。

2番 2番です。調査日等については、先ほど報告したので省略します。申請地は、武本、出水高校から南へ180mほどに位置し、不耕作の畑です。先ほど3条申請の資料10ページ、6－6項で報告した残地になります。地積図は103ページです。申請面積は、貸家1棟を建築する面積として234㎡であり、妥当であると思われまます。造成については、現状のまま利用し、分筆する農地との境界にはよう壁を設置する予定です。生活雑排水は下水道。雨水はと言ったんですが、そこには側溝も何もなくどうするんですかと尋ねたら、溜桝を作って地下浸透で排水をするそうで、立会人に聞いたら県の方がそれでオッケーだということでした。また、隣にあります〇〇〇〇番〇の宅地も同じような状況で、溜桝を作って地下浸透というかたちでした。周辺農地への影響はないと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、事務局第6－7項の説明をお願いします。

事務局 (第6－7項について説明)

議長 6番委員、調査の報告をお願いします。

6番 6番です。調査日等については、先ほど報告したので省略いたします。地積図は104ページの左側を御覧ください。申請地は、高尾野町柴引、医師会立第二病院から北へ250mほどに位置し現在不耕作の畑でもございます。前回〇〇〇〇番〇、申請地の下の三角の部分ですが、ここは許可済みで現在住宅が建ってございました。申請面積は、一般住宅1棟を建築する面積として484㎡であり、妥当であると思われまます。造成については、現状のまま利用し、隣接地等との境界には、土留め工事をする予定です。生活雑排水はその三角部分の左側に道路が通っておりまして、そこに下水道が通っておりましてそこに通すということでした。雨水については道路側溝へ流すとのことでもございました。周辺農地への影響はないと思われまます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、事務局第6－8項の説明をお願いします。

事務局 (第6－8項について説明)

議長 12番委員、調査の報告をお願いします。

12番 12番です。調査日等については、先ほど報告いたしましたので省略いたします。申請番号第6－8項、総会資料97ページ、地積図は104ページの右側を御覧ください。申請地は、境町、切通小学校から北へ200mほどに位置し、不耕作の畑です。申請面積は、一般住宅1棟の敷地面積として839㎡であり、一般住宅の基準である500㎡を超えています。下の右側の地積図を見てわかりますように土地の形状が長細く、前面道路からの通路及び奥の畑に行く通路等に面積が取られるためや水路部分とは段差が大きいので、緩衝地を設

けるため等の理由書が添付されていたそうです。造成につきましては、現状の敷地に合わせて、40cm程度の盛り土及び70cm程度の切土をして、隣接する農地等の境界にはブロックを設置する予定です。生活雑排水は合併浄化槽、雨水については道路側溝へ流すとのことです。また、周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 事務局第6－9項の説明をお願いします。

事務局 (第6－9項について説明)

議長 11番委員、調査の報告をお願いします。

11番 11番です。調査日等については、先ほど報告したので省略します。地積図が上の段の左側です。三友建設さんがあるあの通りですが、先ほど事務局から説明があったとおり小さな鉄工所がありましたけれども、鉄鋼関係とか運んでくる大型トラックが駐車できないということで、対面道路の敷地、そこを充実して駐車場にとそういうことですので。申請地は、高尾野町下水流、中央仮設株式会社から南へ300mほどに位置し、不耕作の畑です。申請面積は、資材置場、駐車場の敷地面積として、1,019㎡であり、妥当であると思われます。造成については、高さを調整するために10cm程度の盛り土を行い、隣接する土地の境界には、ブロック塀を設置する予定です。雨水は道路側溝を利用するということです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。道路を挟んで図面がある所の細長く白く残っている所が側溝ですので、蓋をして大型が入れるようにするということでした。よろしくをお願いします。

議長 続きまして、事務局第6－10項の説明をお願いします。

事務局 (第6－10項について説明)

議長 11番委員、調査の報告をお願いします。

11番 11番です。調査日等は、先ほど報告したので省略します。地積図は105ページの右側です。申請地は、上鯖淵、出水駅から東へ800mほどに位置し、不耕作の畑です。申請面積は、駐車場、倉庫1棟の敷地面積として277㎡であり、妥当であると思われます。また、現地には譲渡人が、既に倉庫1棟を建築しておりましたが、始末書が添付されており、譲受人が倉庫も引き続き利用されるそうです。造成については、40cm程度盛り土を行い、隣接境界等については、ブロック塀を設置する予定です。雨水は自然流下だそうです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。場所は、出水クリーンさんの所に焼肉屋さんがあると思うんですけど、その近くですので、よろしくをお願いします。許可相当と判断しました。以上です。

議長 事務局第6－11項の説明をお願いします。

事務局 (第6－11項について説明)

議長 11番委員、調査の報告をお願いします。

11番 11番です。調査日等については、先ほど報告したので省略します。申請地は、高尾野町下水流、下水流小学校から北へ200m位置し、不耕作の畑です。申請面積は、一般住宅1棟の敷地面積として564㎡であり、一般住宅の基準である500㎡を超えていますが、前面道路も狭く、転回スペースの必要なため等の理由書が添付されており、妥当であると思われます。造成は現状のまま利用し、隣接する土地との境界にはブロックを設置する予定です。生活雑排水は下水道、雨水については道路側溝へ流すとのことです。周辺農地への影響はな

いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。図面が106ページの左側です。

議長 続きまして、事務局第6-12項の説明をお願いします。

事務局 (第6-12項について説明)

議長 10番委員、調査の報告をお願いします。

10番 10番です。調査日等については、先ほど報告したので省略します。申請番号第6-12項、総会資料98ページ、地積図は106ページの右側です。申請地は、上知識町、コスモス出水店東側に位置し、面積が419㎡の畑で現在は不耕作の畑です。申請地を含む周辺山林1筆宅地3筆を活用して貸駐車場及び貸トレーラーハウスホテルの敷地として利用するそうです。土地は隣接するコスモス出水店の敷地の高さ1.7m程度まで埋め立てて整地して、隣接地境界にはL型よう壁を設置し、土砂が流出しないような措置をとるそうです。地元不動産会社が所有し、トレーラーハウスホテルがその土地を借りる契約だとのこと。そのホテルは先ほど事務局から説明があったように伊佐市の方でされているそうです。災害時は移動して緊急宿泊車両に利用されるそうです。生活雑排水は下水道へ、雨水については、道路側溝を利用するとのこと。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして、事務局第6-13項の説明をお願いします。

事務局 (第6-13項について説明)

議長 11番委員、調査の報告をお願いします。

11番 11番です。第6-13項については、87ページ農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、除外第2項で説明しましたので省略します。許可相当と判断しました。地積図は91ページです。よろしくをお願いします。

議長 続きまして、事務局第6-14項の説明をお願いします。

事務局 (第6-14項について説明)

議長 12番委員、調査の報告をお願いします。

12番 12番です。調査日等については、先ほど報告したので省略します。第6-14項については、資料94ページ、農地法第5条事業計画変更申請で説明しましたので省略します。審議の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 事務局第6-15項の説明をお願いします。

事務局 (第6-15項について説明)

議長 6番委員、調査の報告をお願いします。

6番 6番です。調査日等については、先ほど報告したので省略します。第6-15項については、87ページ農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、第3項で説明したので省略します。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 長い案件でしたけれども事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 24番委員どうぞ。

24番 24番です。ちょっとお伺いしたいんですけども、近年豪雨災害とか非常に雨が降る確率がゲリラ豪雨とか、出水市で気象変化において災害があると思われるんですけども、例

えば96ページの〇〇さんが盛土とか砕石をしていたとか、箱根かどこかでありましたがド  
ォッと流れた時に、そうした中で農地の指導監督は農業委員会にあると思うんですよ、そう  
した時にうちの地主さんもそうなんですが、そうした時に始末書をとった時の始末書がどれ  
だけ責任回避能力があるかをどのように考えていらっしゃるかをお伺いしたいのですが。

議長 お願いします。

事務局 おっしゃるとおりですね、今無断転用に対しましては始末書を添付すれば事が済むという  
流れが全国であります。そこでそのおっしゃる盛土関係と盛土法は別なんですけど、無断転  
用に対する始末書をこれからは厳しくしていこうという流れになっております。具体的には  
どういったかたちで厳しくなるかはまだ決まっておられません。盛土に関しましては盛土規制  
法が国会を通ったんですけど、それに関しましては県が指定するものですから県の指定地に  
従って県の指導が入ってくるだろうと思います。以上です。

議長 前々回でしたかね、出水市議会で木牟礼の形質変更で集中豪雨等があつて、水が飽和して  
野田川に汚水も流れていって、若干排水路にも土砂が堆積していた状態で一般質問に出て、  
その時には結局施工業者に側溝に詰まっている土砂については除去して、更に〇〇議員は内  
水面の関係ですから、海の潮と川の潮が満潮の時にちょうど濁り水がいっぱいあるんですよ  
ね、海が満潮なものですから、こんなに土砂が流れ込んできて水の色が変わっていくという  
まあそういうような指摘をもらったんですけども、今局長が言いましたように出水はその  
ような事例が発生しております。今後そこらあたりについてはですね責任問題が出てくると  
思います。いわゆる盛土を恐らく県がその盛土をするところの設定をしながら一つの高さで  
すかね、そこらあたりまで明確な指導をするのではないかと思います。そんな回答でよろし  
いですか。

24番 はい。

議長 ほかにございませんか。

議長 27番委員どうぞ。

27番 27番です。ブロックを一段積みますよとか話を聞くんですけどもその後の確認とかは  
これはもうやられないんですか、事務局としては。現地調査に行つて10cmかさ上げします  
よとかブロックを一段積みますよと言われたということなんですけども、その後の確認とか  
やられているんですか。例えばやられていなくて被害が出てから何だこれはということなん  
ですかね。

議長 宅地造成の場合に10cmとか20cm上げるとか、その後の確認ということですか。

27番 そうですね。それで言われたとおりやられていて問題がなければいいんですけど。

議長 今のところ宅地造成で隣接地からのそういう隣接地、結局その施工業者、例えば私がする  
として隣接地の人にこういうふうにと説明をして、そこでトラブルた時には隣接の方が本人  
さんに言うかあるいは農業委員会に申し出てくるのがパターンですけども、あまりそうい  
う指摘はないと思います。どうですか。あるかないか。

事務局 申請者、転用申請をされる方はですね、建物の建設状態の進捗状況を出していただい  
ております。そこを判断して現場には行っておりません。ただ、私が今まで経験するところでは、  
その造成等ではなくて排水関係でトラブルたことは何回かありまして、例えば柵を作らな  
くてそのまま流して下流側の方に迷惑をかけるとかそういう案件で苦情処理に行つて対応し  
た経験がございます。

27番 はい。わかりました。

議長 ほかにありませんか。

議長 26番委員どうぞ。

26番 26番です。ちょっとお尋ねですけれども、今までの件は全部全て許可相当ということになりましたけれども、私はいつも思うのはですね、宅地になった場合必ず家が建ちます。家が建つということは平屋建てもあるし二階建てもあるし三階建てもあるわけですよ。そういった場合に建物の形状が分からないでいて許可相当でいいんでしょうかと思うんですよ。結局は共同住宅であれば二階建てというようなことがありますから大体のそれは分かると思うんですけれども、実は私も建築屋なんです。建築屋でこの建物を建てれば隣の田んぼには日が全然当たらないよというようなこともありました。これはどういう、農業委員会はどこまでタッチしてこういうことができるのかなあというのを疑問に感じていました。今日の審議の中でも全て許可相当ということでしたけれども建物の形を分からずに本当にいいのかなと。

議長 2番委員どうぞ。

2番 2番です。調査日の時にですね、例えば不動産屋がいますよ、その時に設計図とか全部きているんですよ。調査日の時にちゃんと持って行ってますので、立会い、現地調査をする時に。

26番 現地調査の時に設計図を見るんですか。

2番 設計図も全部持って行ってますので。はい、その時に図面を見ながら質問をしながら聞きます。

26番 しかし私が建築する時の件を見れば、もう田んぼの面から1mくらい上がった所が敷地なんです。三階建ての建物だったんですけれどもね、その建物ができたら田んぼには日が当たらんねという感じはしましたけれども。どういう風なあれで許可が下りたのかなと思ったものですから、それからずっと疑問に思っていました。

議長 若干、協議会に切り替えます。

(協議会)

議長 それでは農地法第5条の規定による協議が終了しました。これに関して皆様方から何かご質問ありませんか。

議長 ないようです。調査員の報告では、すべて許可相当との報告を受けましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 それでは、議案第9号農地法第5条の規定による許可申請については、全件許可相当と決定します。

議長 議案第10号非農地判断についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第10号第6-1項について総会資料により説明)

議長 12番委員、調査の報告をお願いします。

12番 12番です。調査日等については、先ほど報告したので省略いたします。総会資料109ページ、申請番号第6-1項、地積図は110ページの左側を御覧ください。申請地は、武本、出水運動公園から東へ600mほどに位置し、不耕作の畑で、現在、草藪に覆われてい

ました。かなり急勾配で湧き水もあり申請地の後ろの方に水や竹の影響で日当たりも悪く農地としては不適でございました。申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難であると思われ。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 第6-2項について事務局の説明をお願いします。

事務局 (第6-2項について説明)

議長 12番委員、調査の報告をお願いします。

12番 12番です。調査日等については、先ほど報告したので省略します。申請番号第6-2項です。地積図は110ページの右側を御覧ください。申請地は、武本、江川野自治公民館から西へ100mほどに位置し不耕作の畑で、現在、雑木やクヌギがかなりの高さ伸びて山林化していました。所有者が福岡在住の方で管理が全くされなかったそうです。現地の状況から見て申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。以上です。

議長 第6-3項について事務局の説明をお願いします。

事務局 (第6-3項について説明)

議長 10番委員、調査の報告をお願いします。

10番 10番です。調査日等については、先ほど報告しましたので省略します。申請番号第6-3項、総会資料109ページ、地積図は最後のページの111ページです。申請地は、千間山自治公民館から西へ100mほどに位置し、築数十年の農業用倉庫1棟が建っていたんですが、その面積が307㎡で地積を見たら地目が畑であったことで、現在は倉庫を取り壊して整地してありました。周囲は、宅地に囲まれて現場の状況から見て申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしているので、承認と判断しました。以上です。

議長 第6-3項について協議をいたしたいと思います。皆さん方から御意見、御質問はございませんか。

議長 なしということで、調査員の報告では承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 それでは、議案第10号非農地判断について第6-3項は承認と決定いたします。

議長 第6-1項、第6-2項について御意見、御質問をお受けいたします。

(なしの声あり)

議長 なしということで、調査員の報告では承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 議案第10号非農地判断について第6-1項、第6-2項とも承認と決定します。

議長 それではその他の項目に入ります。

(その他)

○農用地利用配分計画の契約方法について(事務局説明 省略)

○農地「貸したい」「借りたい」総点検活動の6月末の状況について(事務局説明 省略)



- 総点検活動の広報いずみ7月号への掲載について(事務局説明 省略)
- 農地利用状況調査(8月実施予定)について(事務局説明 省略)
- ポロシャツの注文について(事務局説明 省略)
- 活動記録簿について(事務局説明 省略)

議長 以上をもちまして第11回出水市農業委員会の定例総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長 印

番 印

番 印